

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 異なる収益計上基準

**Q** : 当社では、従来から製品の売上げについてはすべて出荷基準で計上しています。

ところで、先日、一番大きい取引先であるA社から、検収通知に基づいて請求書を提出するよう要請がありました。そこで、A社についてだけは検収基準を採用したいと思うのですが、認められるでしょうか。

**A** : 認められます。

### 【解説】

商品、製品等の棚卸資産の収益の計上については、いわゆる引渡基準によることとされ、この引渡しがいづれであるかについては、例えば、出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日などによることとされています。

また、この引渡しがいづれであるかという判断は、商品等の種類、販売の態様、販売条件等によってそれぞれ異なるものと考えられますから、法人が取引先ごとに異なる収益計上基準を採用していても、その選択した基準に係る「引渡し日」が、合理的であり、かつ、その選択した基準を継続して適用することとしている場合には、その会計処理が認められることとされています。

ご質問の場合、出荷の日又はその直後の締切日で請求書を発行することになっていると思われるのですが、請求書の発行がこれと異なる日とされるA社についてのみ検収基準を採用することは、取引の実態から合理的な理由があるものと考えられますので、今後継続して適用する限り、その計算は認められます。

